

提出された意見等及びそれに対する市の考え方

案件名：第3次都城市総合計画総合戦略

募集期間：令和8年1月6日から令和8年2月5日

意見等提出件数：13件

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
P13 重点プロジェクト 8 こどもまんなかみやこのじょうの推進	放課後児童クラブ登録児童数をKPI とすることは、こどもの居場所という多様な概念を十分に代表しておらず、施策テーマとのずれがある。状態や実感を捉える指標への見直しが必要。	1	該当 KPI について修正を行います。  (変更前) 放課後児童クラブ登録児童数 (変更後) 「今、幸せである」と思うこども・若者の割合
	都市間競争を勝ち抜くためには、雇用の確保が最重要と考える。Uターン者の就職を積極的に図り、一度都会に出た若者を即戦力として受け入れる体制を行政がバックアップしてほしい。	1	Uターン者について、一度都会で経験を積んだ若者を地元で受け入れることは、地域活力の維持・向上にとって極めて重要であると認識しております。本市では現在、地域への就労を要件とした移住応援給付金、大学等へ進学した若者等で地元企業で就労するUターン者を支援する奨学金返還支援制度を実施しております。また、雇用コーディネーターによる雇用相談と無料職業紹介、地元企業とUターン希望者をつなぐ就職座談会を定期的に開催し、マッチングの機会を提供しております。今後も、企業と連携しながら、即戦力となる人材が地元で活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。  (総合戦略の記載箇所) P34 1.3.2 移住・UIJ ターンの促進と関係人口の創出 2 移住希望者に対する受入体制を強化します ③ 地元企業の採用活動を支援するとともに、UIJ ターン人材の確保を図ります。
	インフラの老朽化は避けて通れない問題だが、人口減を見通した	1	インフラの老朽化対策については、計画的な整備が不可欠であると考えております。本市におきましても、道路、橋梁、上下水道などのインフラの老朽化

(別紙2) パブリックコメント

	<p>整備を行い、維持していく計画が求められる。</p>		<p>が進行しており、今後の維持管理には大きな課題があります。そのため、長期的な視点に立ち、人口推移や利用状況、重要度を勘案しながら、優先度の高い施設から計画的に更新・修繕を進めてまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P62 4.12.2 都市機能の維持・充実</p> <p>2 安心・安全な道路づくりを進めます</p> <p>② 道路橋の予防保全的な補修を行うことにより橋梁の長寿命化を図り、費用の縮減、地域のネットワークの安全性・信頼性を確保します</p> <p>P64 上下水道の整備</p> <p>1 安全で良質な水の安定供給に努めます</p> <p>②地震等の災害に強い施設整備を進めるとともに、防災訓練を重ね、災害時のライフラインの確保に努めます。</p> <p>2 下水道を整備し、生活環境や水資源を守ります</p> <p>②災害時の機能維持も見据え、施設の改修や老朽管の更新及び耐震化を計画的に行い、適正で効率的な施設の維持管理を行います。</p>
1	<p>交通網の充実は、市単独では困難であるが、例えば、新幹線は北から待つのでは無く鹿児島からの延伸を望みたい。</p>	1	<p>本市に新幹線を整備するためには、まず、国の計画における東九州新幹線の位置付けを、現在の基本計画路線から整備計画路線に格上げすることが最初の必要となります。格上げのためには、東九州新幹線の沿線となる、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県の4県が、それぞれの県での意見をまとめ、新幹線誘致の機運を高め、4県が一致団結して国に働きかけていくことが重要と考えております。</p> <p>宮崎県においては、県や県内市町村、経済団体等で構成する、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を中心として、新幹線整備についての議論が活発化したところであり、今後、県としての意見をまとめるための議論が深まっていくものと認識しております。</p> <p>このため、本市としましては、今後も宮崎県鉄道整備促進期成同盟会の一員として、本市の考えをしっかりと伝えながら、宮崎県が一丸となって新幹線誘致に取り組んでいけるよう、努めてまいりたいと考</p>

(別紙2) パブリックコメント

			<p>えております。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P66 4.13.1 道路・交通ネットワークの構築</p> <p>3 市民の移動手段を確保します</p> <p>④ 東九州新幹線は、県と連携を強化し、整備計画格上げと早期実現に向けた機運を高めます。</p>
	<p>教員不足解消のため学校統廃合を検討し、少人数指導教員や支援員を充実させることで、多様化する子どもたちの学びの場を向上させるべき。</p>	1	<p>学校の統廃合につきましては、「都城市小中学校適正配置方針」において、「地域住民が児童生徒の実態を把握した上で、統廃合及び小中一貫校設置の発意があった際に検討を開始する」としております。学校は、地域コミュニティの核として、子どもたちの育成、地域住民の交流、防災拠点、生涯学習の場となるなど、多様な機能を果たしております。そのため、学校の統廃合につきましては、地域住民の方々の十分な理解が重要であると考えております。本市といたしましても、今後の学校教育を取り巻く環境や教師不足の現状、国・県の動向を注視しつつ、慎重に対応を進めてまいります。</p>
<p>P15 重点プロジェクト 10 こどもが主役の授業の推進とデジタル技術等の活用</p>	<p>教職員の人材育成が課題。働き方改革で教材研究に力を入れられず、基礎学力向上につながっていない。教育者として喜びを得られる指導者育成が必要。</p>	1	<p>子どもたちが自ら人生を切り拓く「人間力」を育むためには、「子どもが主役の授業」の実現に向けた教師の指導力向上と学校の環境整備が大変重要であると認識しております。</p> <p>そのために、共通の指導指針として「わ・さ・び」(脇役に徹する、先を読む、微細な変化に気づく)を掲げ、教師が一方向的に教え込むのではなく、子どもの問いを引き出し、伴走者(ファシリテーター)として一人一人を丁寧に見取る高度な指導への転換を目指しています。</p> <p>併せて、教育長による全校訪問「スクール・ミーティング」や、授業の質を高めるための「小中一貫ブロック研修」「学力向上担当者会」等を継続的に実施し、「わ・さ・び」の具体的な指導の在り方や好事例の共有にも取り組んでおります。</p> <p>さらに、AIドリル教材等を効果的に活用していくことで、「子どもが主役の授業」の土台となる基礎学力の向上を図っております。</p> <p>また、教職員の多忙化解消に向け、校務DXやデ</p>

(別紙2) パブリックコメント

			<p>デジタル学習基盤を活用した授業を推進しています。これは単なる事務作業の削減ではなく、教師が子どもと向き合い、「授業づくり」や「子どもとの対話」に注力できる「余白（時間）」を創出することを目的としているものです。</p> <p>これらの取組により、子どもたちが自ら問いを持ち、目を輝かせて主体的に学びを進めていく姿を、教師が目当たりになることで、教師という仕事に喜びを感じることができるものと考えております。</p> <p>今後も都城市の教師が誇りと情熱を持って子どもたちに伴走できるよう、組織的な支援を続けてまいります。</p>
<p>P42 2.6.1 こどもへの支援とこどもの居場所の確保</p>	<p>不登校や虐待等で心理的外傷を受けた子どもへの支援ニーズが顕在化。学校外の居場所確保と学習・生活支援に加え、継続的な心理的ケア体制の充実が必要。</p>	<p>1</p>	<p>複合的な困難を抱える子どもたちへの支援につきましては、本市といたしましても重要な課題として認識しております。</p> <p>総合戦略案におきましては、「2.6.1 こどもへの支援とこどもの居場所確保」の中で、生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、全ての子どもがそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援や家庭への生活、就業支援等を行うこととしております。また、学童期及び思春期の子どもたちが、悩みについて気軽に相談できる体制づくりを推進し、成長発達を踏まえた支援に努めることとしております。</p> <p>さらに、要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童の早期発見・早期対応に努めるとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充、児童センター等の運営により、子どもの安全な居場所を確保し、健全育成の場として充実を図ることとしております。</p> <p>心理的ケアを必要とする子どもたちに対しましては、学校や関係機関との連携を密にし、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。また、学校外の居場所づくりにつきましても、地域の実情を踏まえながら、継続的な支援体制の構築に取</p>

		<p>り組んでまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P42 2.6.1 こどもへの支援とこどもの居場所の確保</p> <p>1 こどもの健全育成を支援します</p> <p>①生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、全ての子どもがそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援や家庭への生活、就業支援等を行います。</p> <p>②学童期及び思春期の子どもたちが、悩みについて気軽に相談できる体制づくりを推進し、学童期及び思春期特有の成長発達を踏まえた支援に努めます。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>3 こどもの多様な居場所を確保します</p> <p>①放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充、児童センター等の運営により、子どもの安全な居場所を確保するとともに、子どもの健全育成の場として充実に努めます。</p>
	<p>複合的課題を抱える子どもへの支援には要保護児童対策地域協議会との連携強化が重要。民間支援団体を関係機関として位置づけ、制度に基づいた情報共有と役割分担が必要。</p>	<p>1 要保護児童対策地域協議会との連携強化につきましては、本市といたしましても重要な取組として認識しております。</p> <p>総合戦略案におきましては、「2.6.1 こどもへの支援とこどもの居場所確保」の中で、要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童の早期発見・早期対応に努めることとしております。また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、家庭や学校だけでなく、行政、地域、企業も含めた幅広い協力体制で子どもを支えることとしております。</p> <p>複合的な課題を抱える子どもたちへの支援におきましては、関係機関が適切に情報を共有し、それぞれの専門性を活かした役割分担を行うことが重要であると考えております。民間支援団体との連携につきましても、個人情報保護に十分配慮しながら、必要に応じて要対協の枠組みの中での位置づけを</p>

		<p>検討し、制度に基づいた情報共有と連携体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>このような取組を通じて、支援を必要とする子どもたちが確実に必要な支援につながり、継続的かつ安全な環境の中で健やかに成長できるよう努めてまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P42 2.6.1 こどもへの支援とこどもの居場所の確保</p> <p>1 こどもの健全育成を支援します</p> <p>③要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>2 こどもまんなか社会の実現を目指します</p> <p>③家庭や学校だけでなく、行政、地域、企業も含めた幅広い協力体制でこどもを支えます。</p>
	<p>女性総合相談後の継続的支援が重要。関係機関や民間団体と連携し、住居確保や見守り・伴走支援につなげる体制整備で実効性のある支援を実現すべき。</p>	<p>1</p> <p>女性総合相談における継続的な支援体制の重要性につきましては、本市といたしましても十分に認識しているところでございます。</p> <p>総合戦略案におきましては、「3.9.2 人権の尊重と男女共同参画社会の推進」の中で、配偶者等からのDV等の人権侵害やひとり親家庭の生活安定等に悩む女性の総合相談の充実を図ることとしております。</p> <p>また、「2.7.3 地域福祉の充実」におきましては、住民や地域の専門分野の関係機関との連携強化を図り、地域全体で支え合える重層的支援体制づくりを推進することとしており、生活自立相談センターを中心に就労支援の関係機関、企業や事業所等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援することとしております。</p> <p>相談をきっかけとした継続的な支援につきましては、これらの取組を通じて、関係機関や民間支援団体との連携を強化し、住居の確保や見守り・伴走支</p>

		<p>援など、相談者の状況に応じた包括的な支援体制の構築に努めてまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P55 3.9.2 人権の尊重と男女共同参画社会の推進 3 女性総合相談を充実します ①配偶者等からのDV等の人権侵害やひとり親家庭の生活安定等に悩む女性の総合相談の充実を図ります。</p> <p>P45 2.7.3 地域福祉の充実 2 適切な福祉支援体制をつくります ②住民や地域の専門分野の関係機関との連携強化を図り、地域全体で支え合える重層的支援体制づくりを推進します。 3 人を活かす環境をみんなで作ります ①生活自立相談センターを中心に就労支援の関係機関、企業や事業所等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援します。</p>
	<p>精神障がい者への対策が遅れている。専門医不足やグループホーム問題等があり、身体・知的障がい者と同等な扱いと難病患者への対策も総合計画に含めるべき。</p>	<p>1</p> <p>精神障がいをお持ちの方や難病をお持ちの方への支援につきましては、本市といたしましても重要な課題として認識しております。</p> <p>総合戦略案におきましては、「2.7.2 障がい者福祉の充実」の中で、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付などの福祉サービスを提供し、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援することとしております。また、障がい者やその家族が抱える複合化・複雑化した課題の解決に向け、障がい者（児）基幹相談支援センターと関係機関との連携が図られるよう支援を行うこととしております。</p> <p>さらに、精神障がい者や知的障がい者が地域の中で安心して暮らし、社会活動に主体的に参加できるよう生活の場の確保を支援することとしており、障がい者の能力や障がいの程度に応じた就労機会の確</p>

		<p>保や拡大にも努めることとしております。</p> <p>グループホーム等の適切な運営につきましては、関係機関と連携し、適正な指導監督に努めてまいります。また、医療体制の充実につきましても、県や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。</p> <p>難病をお持ちの方につきましても、障害者総合支援法の対象として、同様の支援を行ってまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P44 2.7.2 障がい者福祉の充実</p> <p>1 障がい者の自立した地域生活を支援します</p> <p>①障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、介護給付や訓練等給付などの福祉サービスを提供し、支援します。</p> <p>③障がい者やその家族が抱える複合化・複雑化した課題の解決に向け、障がい者（児）基幹相談支援センターと関係機関との連携が図られるよう支援を行います。</p> <p>2 障がい者の社会参加を支援します</p> <p>①障がい者の能力や障がいの程度に応じた就労機会の確保や拡大に努めるとともに、スポーツや文化等の社会活動への参加を促進します。</p> <p>②精神障がい者や知的障がい者が地域の中で安心して暮らし、そして社会活動に主体的に参加できるように生活の場の確保を支援します。</p>
1	<p>女性総合相談にこだわらず、性別や性的指向に関わらず包括的・重層的に対応できる市民総合相談として、たらい回しのない総合窓口への転換が必要。</p>	<p>1</p> <p>市民総合相談窓口への転換につきましては、多様な市民ニーズに対応する重要な視点であると認識しております。</p> <p>総合戦略案におきましては、「5.19.1 行政サービスの高質化と効率化」の中で、市民相談室等により、市民の問題解決を支援するとともに、市民の意見が行政に反映されるよう努めることとしております。また、複雑化かつ多様化する地域課題に対して、民間事業者等との連携を推進し、民間活力を活用した取組を進めることとしております。</p>

		<p>現在、本市では市民相談室を設置し、市民の皆様からの様々なご相談に対応しているところでございます。一方で、「3.9.2 人権の尊重と男女共同参画社会の推進」におきましては、配偶者等からのDV等の人権侵害やひとり親家庭の生活安定等に悩む女性の総合相談の充実を図ることとしており、専門性を要する相談への対応も重要であると考えております。</p> <p>ご提案いただきました包括的・重層的な相談体制につきましては、性別や性的指向に関わらず全ての市民が気軽に相談できる環境づくりに努めてまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P55 3.9.2 人権の尊重と男女共同参画社会の推進 3 女性総合相談を充実します</p> <p>①配偶者等からのDV等の人権侵害やひとり親家庭の生活安定等に悩む女性の総合相談の充実を図ります。</p> <p>P79 5.19.1 行政サービスの高質化と効率化 1 市民目線でサービスを提供します</p> <p>③市民相談室等により、市民の問題解決を支援するとともに、市民の意見が行政に反映されるよう努めます。</p> <p>⑤複雑化かつ多様化する地域課題に対して、民間事業者等との連携を推進し、民間活力を活用した取組を進めます。</p>
	<p>審議会委員等への市民参加が排他的で門戸が開かれていない。人材不足や高齢化、ジェンダーバランスを考慮し、全分野で公平・平等な公募制度の明記が必要。</p>	<p>総合戦略案におきましては、下記のとおり記載しており、より多くの市民が公平・平等に参画できる仕組みづくりに努めてまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P55 3.9.2 人権の尊重と男女共同参画社会の推進 2 性別等に関係なく多様な分野で活躍できる環境づくりを推進します</p> <p>①多様な分野における政策・方針決定過程への女性</p>

(別紙2) パブリックコメント

		<p>参画を推進します。</p> <p>P45 2.7.3 地域福祉の充実</p> <p>1 福祉で豊かな人と心をみんなで作ります</p> <p>②民生委員・児童委員の確保に向けた取組を進めます。</p> <p>P59 3.11.2 地域でつながるコミュニティづくりの推進</p> <p>1 地域コミュニティへの分権を進めます</p> <p>①市内15地区に設置された「まちづくり協議会」が地域課題を解決し、地域の将来の夢を実現できるよう運営及び自主自立に向けた支援を行います。</p> <p>P79 5.19.1 行政サービスの高質化と効率化</p> <p>1 市民目線でサービスを提供します</p> <p>④市の各種計画等の策定に当たっては、市民の策定委員等への参加・参画を進めるとともに、パブリックコメント制度等の積極的な活用を図り、市民の声を行政に反映させます。</p>
	<p>ひきこもりや重層的支援が必要な市民が多数存在。市社協だけでは限界があり、民間の力を積極的に活用する方向での検討が必要。</p>	<p>ひきこもりや重層的支援を必要とする市民への対応につきましては、本市といたしましても重要な課題として認識しております。</p> <p>総合戦略案におきましては、下記のとおり記載しており、これらを通じて、市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と民間の市民公益活動団体等との連携を強化し、民間の専門性やノウハウを積極的に活用した支援体制の構築に努めてまいります。</p> <p><b>(総合戦略の記載箇所)</b></p> <p>P45 2.7.3 地域福祉の充実</p> <p>2 適切な福祉支援体制をつくります</p> <p>②住民や地域の専門分野の関係機関との連携強化を図り、地域全体で支え合える重層的支援体制づくりを推進します。</p> <p>3 人を活かす環境をみんなで作ります</p> <p>①生活自立相談センターを中心に就労支援の関係</p>

(別紙2) パブリックコメント

		<p>機関、企業や事業所等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援します。</p> <p>P58 3.11.1 協働による地域活動の推進</p> <p>1 市民参加・参画、協働についての啓発を進め、市民公益活動団体の育成や活動、団体間の連携を支援します</p> <p>①市民公益活動団体の事業力強化に寄与する情報の提供や支援及び団体同士の交流や連携、協働の推進を図る中間支援体制の充実に広域的な視点で取り組みます。</p> <p>②ボランティア活動及び市民公益活動への参加を検討している市民や市民公益活動団体の運営等の各種相談にいつでも応じることができる体制の強化・充実に努めます。</p>
--	--	---